

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業
実施団体公募要領

令和6年6月
厚生労働省

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

実施団体公募要領

1 総則

2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴い、これまで以上に看護業務効率化や生産性向上が必要となっている一方で、医療現場においては看護記録・情報共有等の間接的な業務時間が長く、本来行われるべき療養上の世話や診療の補助等の直接的なケアの時間確保が困難となっている現状があります。加えて、近年は新人看護職員の育成にこれまで以上の手厚いサポートと時間を要するようになってきており、指導を担当する中堅看護師にとっては業務負担が大きい要因の1つとなっていることが指摘されています。医療現場でのデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を促進することは、限られたマンパワーで患者のニーズを満たす上で、最重要課題となっています。

また、看護師等養成所においても、学生が卒業後にICT機器等が導入された医療現場で円滑に勤務できることに加え、デジタル技術を活用した業務効率化等により教職員の勤務環境の改善を図るためのDXの推進が必須となっています。

厚生労働省では、看護業務効率化や生産性向上に向け、看護現場におけるDXに資する取組を実践し、その効果検証等を行う団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

本事業は、医療現場においてICT機器等を活用した看護の実践及びその効果検証を行い、また、看護師等養成所においてもICT機器等を活用した教育の実践、学生指導等を含む看護教育の業務効率化に資する取組とその評価を行うことで、看護現場のDX促進に寄与することを目的とします。

3 実施主体

(1) 医療現場における看護DX促進事業

「医療現場における看護DX促進事業」の実施主体は、病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）とする。

(2) 看護師等養成所におけるDX促進事業

「看護師等養成所におけるDX促進事業」の実施主体は、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条に基づき指定された看護師等養成所（以下「養成所」という。）とする。

4 事業内容

(1) 医療現場における看護DX促進事業

① 実施体制の整備

医療機関等において、ICT機器等を活用した看護業務効率化に資する具体的な取組内容等を記載した「看護DX計画」の策定、計画に即した取組の実施、導入効果の検証等を遂行するために必要な実施体制を整備すること。具体的には、全体の責任者、看護部門の責任者、運用に携わる看護職及び他職種、事務部門等が参画した事業の実施体制を整備すること。

② ICT機器等を活用した「看護DX計画」の策定及び「看護DX計画」に基づく取組の実施

医療機関等において、ICT機器等を活用した看護業務効率化に資する具体的な取組内容等に係る「看護DX計画」の策定を行い、当該計画に沿った取組を実施する。計画には、以下ア～オの内容が全て記載されていること。また、導入するICT機器等は、1医療機関等につき1種類とすることが望ましい。

ア) 業務改善が必要な看護業務上の課題

イ) 業務上の課題解決に向けたICT機器等の導入目的、期待される効果

ウ) 具体的なICT機器等及びその活用方法

エ) 取組のスケジュール

オ) ICT機器等の導入効果を測定する具体的な指標（費用対効果の指標を含む）

※ICT機器等の例としては、スマートグラス、ポケットエコー、電子カルテと連動したバイタル自動入力システム、物品搬送システム、夜勤時等の離床センサーの活用等が想定される。

③ 検証委員会への参画・協力

ICT機器等の導入前及び導入後について効果検証を行うこと。具体的には、取組の進捗状況評価及び実施効果、費用対効果等の検証及び取組の促進に向けた改善等を行うことを目的として、厚生労働省が委託する事業者が設置する検証委員会に参画し、検証に必要なデータ提供や意見聴取への協力等を行うこと。

④ 報告書の作成

「看護DX計画」に沿って実践された具体的な取組内容及びその取組の過程で発生した課題やその課題の解決方法、ICT機器等の導入費用、導入効果等についてまとめた報告書を作成し、別途指定する期日までに厚生労働省医政局看護課に提出する。報告書には、他の医療機関等の取組の参考となるよう、取組のポイント等を分かり易く示すこと。

⑤ その他

実施団体においては、本事業の実施に際し、厚生労働省が委託する事業者が派遣する「ICT機器等支援員」の支援を受けること。

「ICT機器等支援員」とは、「看護DX計画」の策定支援や、計画に沿った取組の実施及び取組の進捗管理に対する支援を行う者を指し、各実施医療機関等の要望等に応じて、現地支援のほか電話やオンライン形式（Zoom等）での支援を行う。

なお、事業実施後に他の医療機関等から見学希望があった際には、可能な限り見学を受け入れた上で本事業で取り組んだ事例の紹介を行い、他の医療機関等におけるDXの促進に協力すること。

（２）看護師等養成所におけるDX促進事業

① 実施体制の整備

モデル校となる養成所において、ICT機器等を活用した効果的・効率的な教育活動に資する具体的な取組内容・必要な手順等を記載した「養成所DX計画」の策定、計画に即した取組の実施、導入効果の検証等を遂行するために必要な実施体制を整備すること。具体的には、全体の責任者、教育部門の責任者、運用に携わる教員、事務部門等が参画した事業の実施体制を整備すること。

② ICT機器等を活用した「養成所DX計画」の策定及び「養成所DX計画」に基づく取組の実施

モデル校となる養成所において、ICT機器を活用した効果的・効率的な教育活動に資する具体的な取組内容・必要な手順等を記載した「養成所DX計画」の策定を行い、当該計画に沿った取組を実施する。計画には、以下ア～オの内容が全て記載されていること。

ア) 改善が必要な学生指導や教務に係る業務上の課題

イ) 課題解決に向けたICT機器等の導入目的、期待される効果

ウ) 具体的なICT機器等及びその活用方法

エ) 取組のスケジュール

オ) ICT機器等の導入効果を測定する具体的な指標（費用対効果の指標を含む）

※ICT機器等の例としては、臨地実習前演習用のVRやARなどを活用したシミュレーション機器、デジタル教材、成績・出席管理システム等が想定される。

③ 養成所のDXのための必携（ハンドブック、概説書）作成委員会への参画・協力

デジタル教材やシミュレーション機器等の導入前及び導入後について効果検証を行うこと。具体的には、養成所のDXのための必携を作成することを目的として、厚生労働省が委託する事業者が設置する必携作成委員会に参画し、検証に必要なデータ提供や意見聴取への協力等を行うこと。

④ 報告書の作成

モデル校において「養成所DX計画」に基づく取組を実践し、「養成所DX計画」に沿って実践された具体的な取組内容及びその取組の過程で発生した課題やその課題の解決方法、ICT機器等の導入費用、導入効果等についてまとめた報告書を作成し、別途指定する期日までに厚生労働省医政局看護課に提出する。報告書には、他の養成所の取組の参考となるよう、取組のポイント等を分かり易く示す

こと。

⑤ その他

モデル校においては、本事業の実施に際し、厚生労働省が委託する事業者が派遣する「情報技術支援員」の支援を受けること。

「情報技術支援員」とは、「養成所DX計画」の策定、デジタル教材やシミュレーション機器等を効果的・効率的に使用するための支援や、課題の解決に向けた支援等を行う者を指し、各モデル校の要望等に応じて、電話やオンラインでの相談対応や現地での技術支援を行う。

なお、事業実施後に、他の養成所から見学希望があった際には、可能な限り見学を受け入れた上で本事業で取り組んだ事例の紹介を行い、他の養成所におけるDXの促進に協力すること。

5 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 過去に民事再生法を適用したことがないこと。また、看護師等養成所においては、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」を遵守していること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙様式1)を提出すること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書(別紙様式2)を提出すること。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。

- ④ 本事業を委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・ 個人情報の取扱いに係る規定
 - ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

6 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和7年3月31日までとする。

7 実施団体の選定について

(1) 評価の方法

実施団体の採択については、医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、医療機関等については原則として4団体、養成所については原則として8つの地方ブロック（北海道、東北、北関東・甲信越、南関東、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）から各1団体（※）の応募団体を実施団体として選定します。

（※）応募団体の選定については、各ブロックの申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとします。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定である。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については以下のとおりであり、対象とする経費は、4事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによります。

(1) 医療現場におけるDX促進事業

(補助率) 1 / 2

(基準額) 10,523千円 (上限額)

(2) 看護師等養成所におけるDX促進事業

(補助率) 定額

(基準額) 13,819千円 (上限額)

9 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和6年6月21日（金）から令和6年7月11日（木）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

Tel：03-5253-1111

Fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午前0時15分～午後1時15分を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

- ア 「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業企画書」
5部
- イ 団体の概要が分かる資料 2部
- ・パンフレット等
 - ・定款又は寄付行為
 - ・団体の直近より過去3年分の財務諸表（写）
- ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 2部
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
- エ その他必要な資料 2部
- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。
 - ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。
 - ※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。
 - ※ 応募書類の差し替えはできません。